

かぬまブランド品等認定要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿沼市の知名度とイメージの向上と産業経済の発展に寄与することを目的とし、市内の優れた商品を「厳選！鹿沼ブランド品」及び「厳選！鹿沼の逸品」として認定し、情報発信を行うことにより、本市の経済発展及び知名度向上を目的とする。

(申請商品の条件)

第2条 「厳選！鹿沼ブランド品」及び「厳選！鹿沼の逸品」として申請できる商品等（以下、「申請商品」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 鹿沼市内に住所を有し、申請をしようとする日から過去5年の間に、農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）等、商品等の関連法令に違反していない企業、団体、及び個人が作成した商品等。
- (2) 鹿沼市内の生産物を材料として作製した商品等。
- (3) その他市長が認める企業、団体及び個人が作製した商品等。

(募集期間)

第3条 「厳選！鹿沼ブランド品」及び「厳選！鹿沼の逸品」の認定申請はそれぞれ年1回以内、期間を定めて募集する。

(申請)

第4条 申請者は申請書（様式1号）に必要書類を添付して市長に認定を申請するものとする。

(不誠実行為の禁止)

第5条 申請者は認定の申請にあたって、事実と異なった内容等の不誠実行為を行ってはならない。

(評価の方法)

第6条 かぬまブランド評価委員会は、かぬまブランド認定評価基準を元に厳正に認定評価を行う。

- 2 かぬまブランド評価委員会は、認定審査において広く一般市民等の意見を聴取するため、市民モニター等の意見を聴取することができる。
- 3 審査に必要な場合、かぬまブランド評価委員会は申請者に対し、審査に必要な資料の提出や現地での調査を実施することができる。

(認定の決定)

第7条 かぬまブランド評価委員会は、認定評価の結果をまとめ、かぬまブランド推進協議会へ報告する。

- 2 かぬまブランド評価委員会は、認定評価の結果を市長に答申する。
- 3 市長は、答申に基づき「厳選！鹿沼ブランド品」及び「厳選！鹿沼の逸品」の適否を決定し、適当と認定された申請者に対し認定書を交付する。

(認定期間)

第8条 「厳選！鹿沼ブランド品」及び「厳選！鹿沼の逸品」の認定期間は、認定交付日から5年間とする。

- 2 認定期間が終了する年に限り、その属する年度の審査における認定決定日までを認定期間とする。

(かぬまブランドマークの表示等)

第9条 認定を受けた商品は「厳選！かぬまブランド品マーク」及び「厳選！鹿沼の逸品マーク」を使用することができる。マークは認定を受けた商品以外に表示してはならない。

(認定を受けた申請者の責務)

第10条 認定を受けた申請者は、販路拡大に向けたPR活動を積極的に行うとともに、品質の向上に努めるものとする。

(認定の更新等)

第11条 現在、認定されている「厳選！鹿沼ブランド品」及び「厳選！鹿沼の逸品」で認定の更新を行う場合は、認定期間が終了する年の認定期間に再度申請書を提出し、更新のための再評価を受けるものとする。

2 申請商品の再評価は、かぬまブランド評価委員会において行う。

(認定の取り消し)

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は認定を受けた商品が次の各号のいずれかに該当する時は、これを取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件を欠くにいたったとき。

(2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(3) 評価基準に適合しないと認められたとき。

(4) 公序良俗に反する又はその恐れのあるとき。

(5) 著しくかぬまブランドの信用等を損なう行為があったとき。

2 市長は認定を取り消した時は、その旨を該当申請者に通知するとともに評価委員会に報告しなければならない。

3 認定の取り消しを受けた企業、団体、及び個人は、その取り消しの日から5年を経過しなければ、新たに認定申請をすることができない。

(損害に対する責任)

第13条 市長及び評価委員会はかぬまブランド推進事業に関するいかなる損害に対してもその責任を負わない。

(事務処理)

第14条 この認定に関する事務処理及び評価委員会の事務局はかぬまブランド推進協議会事務局が行い事務局は総合政策部いちご市営業戦略課内に置くものとする。

(その他)

第15条 この要領にさだめるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年7月7日から適用する。

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年9月1日から適用する。

この要領は、令和4年6月20日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。